【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年９月６日
【会社名】	セガサミーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEGA SAMMY HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼CEO兼COO　　里　見　　治
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番２号　汐留住友ビル
【電話番号】	03(6215)9955(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部総務人事部長　　石　堂　　祐　人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番２号　汐留住友ビル
【電話番号】	03(6215)9955(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部総務人事部長　　石　堂　　祐　人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１【提出理由】

平成28年６月17日開催の当社第12期定時株主総会の決議に基づき、平成28年８月２日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 銘柄

セガサミーホールディングス株式会社2016年９月発行新株予約権（取締役用）

(2) 発行数

2,500個

(3) 発行価格

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 発行価額の総額

353,250,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式250,000株とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合を行うことにより、対象株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は1,413円とする。

(7) 新株予約権の割当日

平成28年９月１日

(8) 新株予約権の行使期間

平成30年９月２日から平成32年９月１日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

② その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、かかる計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が当社取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役　５名　　2,500個

(14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。